

海上保安部長公示第7-3号

港則法第39条第1項及び第45条の規定により、次のとおり一般船舶の航泊を禁止したので、同法第39条第2項及び第45条の規定により公示する。

令和7年8月4日

尾鷲海上保安部長



木本港における航泊の禁止について

木本港において、「熊野大花火大会」が行われるため、下記により一般船舶（当該行事に従事する船舶及び尾鷲海上保安部長が許可した船舶を除く。）の航泊を禁止する。ただし、当該行事が実施されている場合に限る。

記

1 期間

実施日 令和7年8月17日（日）午後7時から午後9時30分までの間
予備日 令和7年8月19日（火）、8月21日（木）、8月26日（火）
8月28日（木）同時刻

2 区域

次のア点からウ点を順次結んだ線とウ点からエ点を結ぶ港の境界線、エ点からア点の陸岸により囲まれた海面（別図参照）

ア 北緯33度53分20秒 東経136度06分50秒の地点（岸線上）
イ 北緯33度53分06秒 東経136度06分55秒の地点
ウ 北緯33度52分30秒 東経136度06分16秒の地点
エ 北緯33度52分50秒 東経136度05分44秒の地点（岸線上）

3 標識

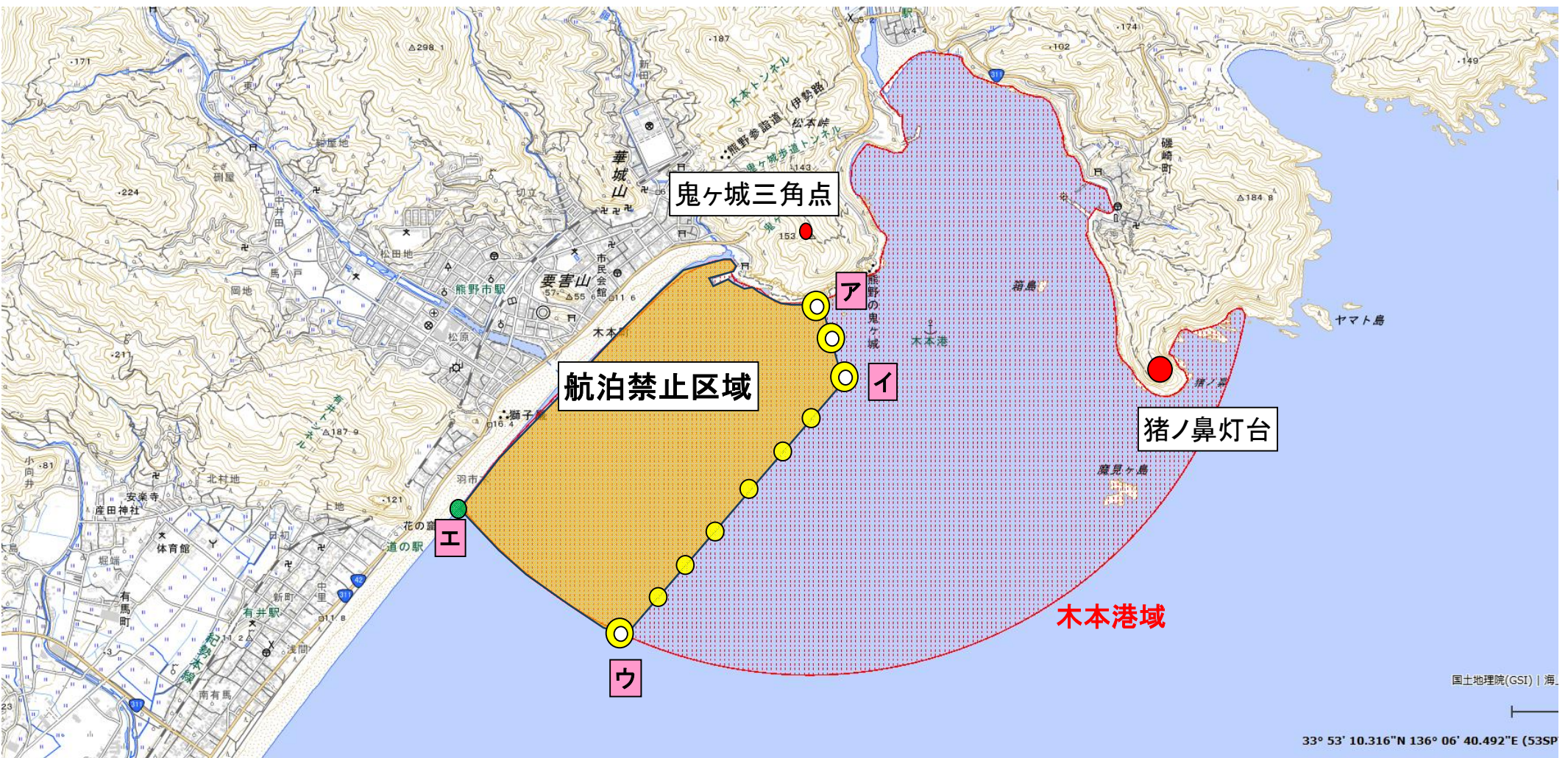
上記2の区域を明示するため、次の各地点に簡易標識11基が設置される。

- ① ア点
- ② ア点とイ点の法線上に1地点
- ③ イ点
- ④ イ点とウ点の法線上に6地点
- ⑤ ウ点
- ⑥ エ点

4 備考

- ① 航泊禁止区域周辺には警戒船3隻が配備されている。
- ② 区域内には作業船2隻が配備され、台船2隻及び筏5基が設置されている。

航泊禁止区域略図 部長公示7-3号



- 灯浮標 黄赤緑点滅灯(1秒毎に順番に3閃光)
- 灯浮標 黄色点滅灯(4秒1閃光)
- 簡易灯 黄赤緑点滅灯(1秒毎に順番に3閃光)